

○高萩市サンスポーツランド高萩の設置及び管理に関する条例

平成4年6月20日条例第26号

(目的)

第1条 この条例は、サンスポーツランド高萩（以下「多目的グラウンド」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるとともに、市民の健康の増進に寄与することを目的とする。

(名称及び位置)

第2条 多目的グラウンドの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 サンスポーツランド高萩
- (2) 位置 高萩市大字下手綱2037番地の2

(管理)

第3条 多目的グラウンドは、高萩市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。

(開場日及び開場時間)

第4条 多目的グラウンドの開場日及び開場時間は、規則で定める。

(使用の許可)

第5条 多目的グラウンドの施設及び附属設備（以下「施設等」という。）使用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設等を破損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) その他管理上支障があると認められるとき。

(行為の制限)

第6条 施設等の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 使用許可を受けた目的以外に使用すること。
- (2) 使用の権利を人に譲渡し、又は転貸すること。
- (3) 教育委員会の許可を受けないで工作物その他の設置すること。
- (4) その他教育委員会が禁止したこと。

(使用許可の取消し等)

第7条 教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用許可を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは変更させることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用許可の条件に違反したとき。
- (3) 災害時避難場所として多目的グラウンドを使用するとき。
- (4) 災害等により、施設等が損壊するおそれがある等やむを得ない事情が生じたとき。
- (5) その他教育委員会が必要と認めたとき。

2 前項の規定を適用したことにより使用者が受けた損害について、教育委員会は、その責を負わない。

(使用料)

第8条 使用者は、別表に定める使用料（消費税相当額を含む。）を基準として算出した合計金額を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第9条 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第10条 既に納付された使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める割合により還付することができる。

- (1) 使用者の責任に帰せられない理由により使用することができないとき 100分の100
- (2) 使用期日の3日前までに使用者が使用を取り消したとき 100分の80
- (3) その他教育委員会がやむを得ない理由があると認めたとき 100分の80

(使用者の義務)

第11条 使用者は、常に善良な管理者の注意をもって施設等を使用しなければならない。

(原状回復)

第12条 使用者は、その使用が終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第13条 使用者は、施設等を破損し、又は滅失したときは、教育委員会の命ずるところによりその損害を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第14条 施設等の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体（以下「法人等」という。）であって教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定により施設等の管理を指定管理者に行わせる場合における第3条及び第5条から第7条までの規定の適用については、第3条中「高萩市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」とあるのは「指定管理者」と、第5条から第7条までの規定中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」とする。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第15条 指定管理者は、次に掲げる業務（以下「指定管理業務」という。）を行うものとする。

- （1） 施設等の使用の許可に関する業務
- （2） 施設等の維持管理に関する業務
- （3） 施設等の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関する業務
- （4） 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が施設等の管理上必要と認める業務

（指定管理者の指定の申請）

第16条 指定管理者の指定を受けようとする法人等は、規則で定めるところにより、申請書に事業計画書その他必要な書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

（指定管理者の候補者の選定）

第17条 教育委員会は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により、最も適切に施設等の管理を行うことができると認める法人等を指定管理者の候補者に選定するものとする。

- （1） 施設等の平等な使用が確保されること。
- （2） 事業計画書の内容が施設等の設置の目的を効果的に達成し、かつ、その管理に要する経費を縮減できるものであること。
- （3） 事業計画書に沿った施設等の管理を安定して行う能力を有していること。

（指定管理者の指定）

第18条 教育委員会は、前条の規定により指定管理者の候補者を選定したときは、議会の議決を経て、当該候補者を指定管理者に指定するものとする。

（指定管理者の告示）

第19条 教育委員会は、指定管理者を指定し、若しくは指定を取り消したとき、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なく、その旨を告示するものとする。

（指定管理者が行う管理の基準）

第20条 指定管理者は、次に掲げる基準により、指定管理業務を行わなければならない。

- （1） 法令、条例及び規則の規定を遵守し、適正な施設等の管理を行うこと。

- (2) 使用者に対して平等かつ適切なサービスの提供を行うこと。
- (3) 施設等の維持管理を適切に行うこと。
- (4) 指定管理業務に関連して取得した個人に関する情報を適切に取り扱うこと。

(利用料金)

第21条 第14条第1項の規定により施設等の管理を指定管理者に行わせる場合において、使用者は、第8条の規定にかかわらず、利用料金を指定管理者に納付しなければならない。

- 2 利用料金は、別表に掲げる金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を受けて定めるものとする。
- 3 教育委員会は、利用料金を指定管理者の収入として収受させるものとする。

(利用料金の減免)

第22条 指定管理者は、教育委員会の承認を受けて定める基準により、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の還付)

第23条 既に納付された利用料金の還付については、第10条の規定を準用する。この場合において、同条中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条第3号中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

別表（第8条、第21条関係）

サンスポーツランド高萩使用料

（単位 円）

区分	料金
午前8時から正午まで	3,640
正午から午後6時まで	5,460
午前8時から午後6時まで	9,100
午前8時以前又は午後6時以降	1時間につき910

備考

- 1 市外居住者が使用する場合の使用料は、上記表の使用料に100分の100を乗じて得た額を加算した額とする。
- 2 業として映画、テレビ等の撮影に使用の場合は、上記表の使用料の10倍とする。
- 3 許可を受けた使用時間には、準備及び原状回復のための時間を含むものとする。
- 4 使用の許可を受けた時間が上記表の使用時間の区分に満たない場合には、時間割計算（1時間に満たない場合は1時間とみなす。）によるものとし、上記表に掲げる額をその使用時間の区分の時間数で除して得た額を1時間当たりの使用料の額として、これに当該使用の許可を受けた時間数を乗じて得た額を徴収する。
- 5 使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。